種類	版数	作成年月日	修正箇所	変更後	変更前	備考
IRB	初版	2002.11.11	-	-	-	
IRB	2版	2003.10.14	P1第3条2	医師(6名)	医師(5名)	誤記訂正
IRB	3版	2004.10.1	表紙	廃止	存続	表紙廃止
IRB	3版	2004.10.1	P4第5条2(5)1)	6人以上	5人以上	誤記訂正
IRB	4版	2005.3.1	P5第5条10	迅速審査は、治験審査委員長および他の治験審査委員会 委員(治験審査委員長不在時には院長が指名する2名の治 験審査委員会委員)が行い、~	迅速審査は、治験審査委員長が行い、~	
IRB	5版	2006.5.2	全体	文章表記法[章・条・1・(1)・1)・1]の統一		
IRB	5版	2006.5.2	P1第3条3	外部委員は当院及び治験依頼者と~	外部委員のうち少なくとも1名は当院及び治験依頼者と~	
IRB	8版	2009.12.8	P1第3条2	副委員長:委員全員の合意により内部委員の中から選出 し、院長が承認する。	-	
IRB	8版	2009.12.8	P1第3条7	委員長が何らかの事由により職務を行えない場合には、副 委員長がその職務を代行するものとする。	_	
IRB	6版	2009.4.1	P5第5条7	(5) 保留	-	統一書式採用
IRB	6版	2009.4.1	P5第5条9	治験審査結果通知書(書式5)	治験審査結果報告書(様式6)	統一書式採用
IRB	6版	2009.4.1	P5第5条9	(4)治験審査委員会の名称と所在地 (5)治験審査委員 会がGCPに従って組織され、活動している旨を治験審査委 員会が自ら確認し保証する旨の陳述	(4)治験審査委員会の決定に対する異議申し立て手続き (5)治験審査委員会の名称と所在地 (6)治験審査委員会 がGCPに従って組織され、活動している旨を治験審査委員 会が自ら確認し保証する旨の陳述	統一書式採用
IRB	6版	2009.4.1	P7第9条2	開発中止の連絡を受けるものとする(書式18)	開発中止の連絡を受けるものとする(様式18)	
IRB	6版	2009.4.1	P7第10条	第4章 記録の公表 第10条 記録の公表 1治験審査員会における以下の記録を当院ホームページにて公表する。(1) 当標準業務手順書 (2) 委員名簿(各委員の資格を含む) (3) 委員の職業及び所属のリスト 2治験審査員会における以下の記録を閲覧の求めに応じて治験事務局にて公表する。(1) 会議の議事要旨(審議及び採決に参加した委	-	IRB公表
IRB	7版	2009.6.2	P1第3条2		薬剤部長、看護部長、病院事務局長	
IRB	7版	2009.6.2			提出された報告書(様式10)	統一書式採用
IRB	9版	2011.4.1		削除	尚、具体的な審議項目、内容については~	
IRB	9版	2011.4.1	P2第4条2(2)3)		選択的基準	誤記訂正
IRB	9版	2011.4.1	P3第4条2(2)12)	被験者の秘密は保全されること。	被験者の記録は秘密されること。	誤記訂正
IRB	9版	2011.4.1	P3第4条2(3)注)	1他施設で発生した重篤な副作用	1他施設で発生した重篤で予測できない副作用	
IRB	9版	2011.4.1	P3第4条2(2)	19) 当該治験の適否等について調査審議を行う治験審査 委員会の種類、各治験審査委員会において調査審議を行う 事項、その他当該治験に係る治験審査委員会に関する事		規定追記
IRB	9版	2011.4.1	P4第4条2(4)	重篤な副作用	重篤で予測できない副作用	
IRB	9版	2011.4.1	P5第5条10	10 治験審査委員会は、治験依頼者等から治験審査結果に対し、文書で異議申立てがあった場合にはそれを受理し適切に対応する。	治験審査委員会は、承認済の治験について、~	規定追記
IRB	9版	2011.4.1			ただし、何らかの身体的侵襲を伴う検査の変更は迅速審査の対象とはならない。	

種類	版数	作成年月日	修正箇所	変更後	変更前	備考
IRB	9版	2011.4.1	DE笠E久10	治験審査委員会は、緊急の危険を回避するためなど医療上	その他治験審査委員会の責務を果たすために必要な事項	規定追記
IRB	9版	2011.4.1	P5第5条	11	10	
IRB	9版	2011.4.1	P5第5条	13	11	
IRB	9版	2011.4.1	P5第5条	14	12	
IRB	10版	2012.3.6	表紙の存続	存続	廃止	
IRB	10版	2012.3.6	P1	及び医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令	-	規定追記
IRB	10版	2012.3.6	P1	なお医療機器の場合は、「治験薬」を「治験機器」、「被験薬」 を「被験機器」と適切に読み替えて適用する。	-	規定追記
IRB	10版	2012.3.6		院長は第1項に規定する院内に設置した治験審査委員会 以外の委員会(以下、「外部治験審査委員会」という。)に調 査審議を依頼できるものとする。	_	規定追記
IRB	10版	2012.3.6	P1第3条	治験審査委員会の構成	治験審査委員会の設置及び構成	
IRB	10版	2012.3.6	P7第11条	第5章 外部治験審査委員会 第11条 外部治験審査委員 会の確認等1(1)~(4)、2(1)~(3)	-	規定追記
IRB	10版	2012.3.6	P8第12条	第12条 外部治験審査委員会との契約(1)~(6)	-	規定追記
IRB	10版	2012.3.6	P8第13条	第13条 外部治験審査委員会への依頼等1~4	-	規定追記
IRB	10版	2012.3.6	P8	附則	-	
IRB	11版	2014.3.4	P2第4条1(9)	治験責任医師の履歴書(書式1)および治験分担医師の氏名を記載した文書(書式2)なお、調査・審議に必要な場合は治験分担医師の履歴書(書式1)	治験責任医師の履歴書および治験分担医師の履歴書	GCP改正
IRB	11版	2014.3.4	P2第4条2(1)2)	最新の履歴書等により検討すること	最新の履歴書により検討すること	GCP改正
IRB	12版	2014.8.5	全体	見直しによる全面改訂	11版	·
IRB	13版	2017.8.8	P3~4 第4条2(1)5)	被験者の同意を得る方法が適切であること。 (ア)被験者の代諾者の同意に基づき、被験者に対して直接の臨床的利益が予期されない非治療的な内容の治験が行われることが計画されている場合には、GCP省令等に示された内容が説明又は遵守されているか否かについて審議する。また、治験審査委員会の承認文書中に同意を得ることが困難な者を対象とすることを承認する旨を明記する。 (イ)被験者及びその代諾者の事前の同意を得ることが不可能な緊急状況下における救命的な内容の治験が行われることが計画されている場合には、GCP省令等に示された内容が説明又は遵守されているか否かについて審議する。また、これらの治験を承認する場合には、治験審査委員会の承認文書中に、治験責任医師等が被験者等に対して説明した経緯と結果を治験審査委員会に報告する旨を明記する。	(特に被験者の同意取得が困難な場合、非冶療的な冶験、 緊急状況下における救命的治 験及び被験者が説明文書等を読めない場合にあっては、 GCP省令等に示された内容が 説明又は遵守されているか否かについて審議する。また、これらの治験を承認する場合 には、かかる被験者の参加を承認する旨並びに治験責任医師等が被験者等に対して説明 した経緯と結果を治験審査委員会に報告するよう治験審査結果通知書(書式5)に記載する。)	
IRB	13版	2017.8.8		~に基づき、当該治験の継続の可否を調査審議すること。	~に基づく、当該治験の継続の可否を調査審議すること。	誤記訂正
IRB	13版	2017.8.8	P4第4条2(2)4)	~に基づ <u>き</u> 、当該治験の継続の可否を調査審議すること。	~に基づ <u>く、</u> 当該治験の継続の可否を調査審議すること。	誤記訂正

種類	版数	作成年月日	修正箇所	変更後	変更前	備考
IRB	13版	2017.8.8	P6第5条13	_	具体的には、治験依頼者の当院に係る組織・体制の変更、 治験の期間が1年を超えない場合の治験実施期間の延長、 実施症例数の追加又は治験分担医師の追加・削除等が該	文章削除
IRB	13版	2017.8.8	P7第7条	治験事務局長	治験審査委員会事務局長	名称変更
IRB	14版	2020.5.15	P7第5条14	14 治験審査委員会の開催について、以下の各号のいずれかに該当する場合は、委員のテレビ会議システム又はWeb会議システム又はメール会議(以下「テレビ会議システム等」という。)による参加を認めることとする。ただし、テレビ会議システム等により治験審査委員会に参加する委員にのいては、予め治験審査委員会事務局から配布された官とが保証されていなければならない。また、テレビ会議システム等による治験審査委員会参加の場合は、配布資料を病院外へ持ち出すことを許容するが、情報漏又又は高い。なお、テレビ会議システム等による参加の可否については、治験審査委員会委員長が判断する。 (1)行政機関から企業活動の自粛が要請され、委員が自宅での待機・退避・避難・勤務等が必要となった場合 (2)大規模な交通機関の運行停止又は運行制限が行われ、委員の病院への移動が極めて困難と認められる場合 (3)治験審査委員会の設置者より、委員に対して自宅等での待機・退避・避難を指示又は要請された場合 (4)行政機関又は治験審査委員会の設置者より、委員に対して自宅等での待機・退避・避難を指示又は要請され、のつ身体的・精神的に会議への参加が可能な状態又は状況にある場合	_	規定追記
IRB	15版	2021.4.1	P2第3条	おの米 冶歌番目安良名は、脱投が指名する日の工をもって構成する。なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。 (1) 委員長:院長が任命する。 (2) 副委員長:委員長が任命する。 (3) 治験について倫理的及び科学的観点から十分に審議を行うことができること (4) 少なくとも委員の1 人は、自然科学以外の領域に属していること。 (5) 少なくとも委員((4)に定める委員を除く)の1 人は、医療機関及び治験審査委員会の設置者と利害関係を有していないこと(以下、外部委員という) (6)外部委員のうち少なくとも1名は自然科学を専門としない職業のものとする	第3条 治験審査委員会は、院長が指名する者11名をもって構成する。なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。 (1) 委員長:委員全員の合意により内部委員の中から選出し、院長が任命する。 (2) 副委員長:委員全員の合意により内部委員の中から選出し、院長が任命する。 (3) 委員:医師(6名)、薬剤師、看護師、事務員、外部委員2名 (4) 外部委員は当院及び治験審査委員会の設置者と利害関係を有しないものとする。 (5) 外部委員のうち少なくとも1名は自然科学を専門としない職業のものとする	

種類	版数	作成年月日	修正箇所	変更後	変更前	備考
IRB	15版	2021.4.1	P5第5条4	(1) 少なくとも 過半数 (少なくとも5人以上) の委員が出席すること	(1)少なくとも過半数(6人以上)の委員が出席すること	
IRB	16版	2022.9.1	P1第4条(2)	及び治験使用薬(被験薬を除く。)に係る科学的知見を記載 した文書	-	GCP改正
IRB	16版	2022.9.1	P2第4条(9)	削除	予定される治験費用に関する資料	
IRB	16版	2022.9.1	P4第5条4(1)	審議及び採決に参加できる委員が委員名簿の過半数ただ し5名以上が参加していること。	少なくとも過半数(少なくとも5人以上)の委員が出席すること。	
IRB	16版	2022.9.1	P5第5条11	職業	職名	GCP改正